

「 人材紹介に係る手数料 」

サービスの種類及び内容

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

手数料の額

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年間を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の20%

※手数料負担は、求人者とします。

備考

上記手数料には、消費税は含まれていません。別途加算になります。